

平成27年 多賀城市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年12月22日(火)
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子(途中入室)
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 会議録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議 事
臨時代理事務報告第12号 平成27年度多賀城市一般会計予算(第8号)に対する意見について
議案第29号 平成26年度多賀城市教育委員会の点検及び評価の結果に関する報告書について
議案第30号 平成27年度多賀城市教育功績者等表彰について
報告第5号 八幡沖遺跡の範囲変更について
日程第5 その他

委員長

ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第12回定例会を開会します。(樋渡委員は、午後1時15分

臨時代理事務報告第12号の審議途中に入室)

日程第1 前回会議録の承認について

委員長

はじめに、第11回定例会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。第11回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないものと認め、第11回定例会の会議録については、承認されました。

日程第2 会議録署名委員の指名について

委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、菊池すみ子委員、樋渡委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長

諸般の報告をいたします。平成27年第11回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、11月26日、「平成27年第4回市議会臨時会」が開催され、「平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)について」等の審議があり、原案のとおり可決されました。

26日及び27日に「市議会全員協議会」が開催され、教育委員会関係では、「多賀城市いじめ防止基本方針について」、「多賀城市文化センターに係る指

定管理者指定の取組状況について」、「多賀城市社会体育施設等に係る指定管理者指定の取組状況について」の3件を説明しております。

また、27日に「市議会東日本大震災調査特別委員会」が開催され、「多賀城市立図書館移転事業について」の説明を行っています。

12月9日から16日まで8日間の会期で、「平成27年市議会第4回定例会」が開催され、教育委員会関係議案では、「多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例について」、「指定管理者の指定について（多賀城市文化センター）」、「指定管理者の指定について（社会体育施設等）」の3議案のほか、本日臨時代理事務報告をする「平成27年度一般会計補正予算（第8号）」について、原案のとおり可決されました。

12月15日と16日の両日、一般質問が行われ、教育委員会関係の質問者は4名（5件）でした。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

12月14日、「奈良大学、多賀城高校、市教育委員会の三者による包括連携協力に関する協定の締結式」が開催され、市長にもご出席をいただき、千田学長、小泉校長、教育長が協定書に署名いたしました。

学校教育課関係、11月20日、山王小学校の就学時健診をもって市内6小学校全てで、同健診が終了しました。来年度の市内小学校への入学予定者数は、平成27年11月30日現在521名ですが、就学時健診の受診者数は520名でした。

市教委が実施した就学時健診未受診者については、入学前までに、自費により各医療機関で必ず受診するよう指導してまいります。

12月3日、「多賀城市学校保健会主催の表彰式」が市民活動サポートセンで開催され、健康保持増進に努力している小学生5名、中学生4名の児童生徒が表彰を受けました。

市内小中学校は、本日12月22日に2学期の終業式を迎え、来年1月7日までの冬休みに入ります。

12月24日から3日間の予定で、多賀城スコーレ（ウインタースクール）が高崎中学校及び東北学院大学多賀城キャンパスを会場に実施されます。現在、小学生50名、中学生28名の参加が予定されています。

小中学校のインフルエンザについては、現在のところ学級閉鎖や学年閉鎖等の報告はありませんが、他市町村ではノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生が報じられていますので、流行の未然防止のため各小中学校に対し、うがいや手洗いの励行を指導しております。

生涯学習課関係、11月26日、多賀城大学の7回目の講座を市民会館展示室で開催し、「らくらくピアノ」をテーマとして、音楽を通じた生きがいを

りについて、49名が学びました。

1月28日、「宮城県PTA指導者仙台地区研修会・協働教育研修会」が東北歴史博物館で開催され、「多賀城市における地域・学校・家庭をつなぐ取組」について、生涯学習課の職員が発表しました。研修会には、本市の地域コーディネーター10名のほか、仙台管内から107名の参加がありました。

1月29日、「第48回武道祭」が総合体育館で開催され、演武披露や異種競技試合のほか、武道体験のコーナーなどに475名の参加がありました。

1月21日、「多賀城市青少年健全育成市民会議研修会」が市民会館展示室で開催され、子供をネットトラブルから守るIT安全研修に30名の参加がありました。

1月24日、学校開放講座「木版画入門」をもって、7月から開催しておりました講座が全て終了となりました。市内小中学校6校で、10講座16回に158名の参加がありました。

1月26日、地域交流事業「音楽まつり」が大代地区公民館で開催され、多賀城太鼓保存会、東豊中学校吹奏楽部、多賀城駐屯地よさこい部が、日ごろの活動成果を披露し、170名の参加がありました。

1月13日、「第35回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会」（クイーンズ駅伝）が松島町・仙台市間で開催され、市民ボランティア約90名が大会運営を支援する中、市内を駆け抜けるトップランナーに多くの市民が声援を送りました。

1月17日、「社会教育振興員・スポーツ振興員合同の研修会」を中央公民館で開催し、公民館事業やスポーツ事業を通したまちづくりを50名が学びました。

1月20日、恒例となった「陸上自衛隊東北方面音楽隊コンサート」が市民会館大ホールで開催され、行進曲をはじめとして、Jポップや民謡にアレンジを加えた楽曲などを約1,000名の参加者が鑑賞しました。

文化財課関係、1月2日、「第3回多賀城南門建築意匠等検討部会」を東京都の文化財建造物保存技術協会において開催し、文化財課長等が出席いたしました。当会議で、復元建物の意匠や築地塀の高さに関する、部会としての結論が得られました。

1月15日、平成26年度の文化財補助金実態調査のため、文化庁の担当者が来庁し、関係書類の検査を受けました。文化財課長、埋蔵文化財調査センター所長等が対応いたしました。

1月17日、「平成27年度第1回文化財保護委員会」を開催しました。平成27年度の事業計画及び進捗状況、埋蔵文化財包蔵地の範囲変更等につい

て報告しました。平成27年12月22日提出、教育長、以上でございます。

委員長

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第12号 多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見について

委員長

次に、臨時代理事務報告第12号平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第12号平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見について、担当課長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

臨時代理事務報告第12号平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見についてですが、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたので、平成27年11月27日に臨時代理により別紙のとおり回答したので報告するものです。

別紙ですが、次の4ページをご覧ください。こちらにありますとおり、異議ない旨回答しております。今回の、補正予算の内容等につきましては、次の5ページからの、資料に基づきまして、順にご説明いたします。

こちらは、市議会に提案された議案でございます。この議案につきましては、12月10日に開催された市議会にて承認を得ております。資料の8ページをご覧ください。

歳出合計のところですが、今回の補正額は、48億691万1,000円で、補正後の一般会計の予算額は、427億1,390万4,000円となるものです。

10款教育費につきましては、教育総務費から保健体育費まで補正をしていますが、補正額は合計1,220万5,000円で、補正後の教育費の予

算額は、50億2,345万円となるものです。

内容の詳細につきましては、各課長から順にご説明いたします。なお、今回の補正の内容には、総務課所管の人件費分も含まれていますが、その説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳出から内容をご説明いたしますので、19ページ、20ページをお願いいたします。

学校教育課長

19ページです。10款1項2目事務局費で1,244万9,000円の減額補正でございます。次のページをご覧ください。説明欄、学校教育課関係、1自主学习支援事業「家庭学習の手引き」の印刷製本費50万5,000円の増額でございます。同じく、2いじめ防止対策事業で今年度中にいじめ問題専門委員会委員報酬7万8,000円の増額でございます。

次に、3項1目学校管理費で87万円の増額補正でございます。説明欄1スクールソーシャルワーカーの報酬75万円及び旅費12万円の増額でございます。平成26年度には年間850時間の相談時間でしたが、今年度も相談件数が同様に見込まれるため、150時間、相談時間を増加させるための増額補正でございます。

生涯学習課長

続いて、4項2目社会教育振興費で80万円の増額補正をするものです。説明欄の「生涯学習活動費補助事業」につきましては、生涯学習活動の実践に要する経費として全国大会出場の旅費や市民対象の講演会開催費などを補助しているものですが、今年度は世界大会出場者や全国大会出場の団体などが多く、現在の予算の執行状況や補助金の申請状況を考慮すると既決予算に不足を生じることが見込まれることから、その不足する見込額を補正するものです。

なお、当該事業の財源につきましては、生涯学習推進基金繰入金を充当することとしております。次のページをお願いします。

3目公民館費の説明欄の「市民音楽祭開催事業」につきましては、公益財団法人宮城県文化振興財団に対して当該事業に係る助成金の申請をしておりましたところ、10万円の助成金の交付決定がありましたので、財源組替えをするものです。

続いて、6目図書館費で、1,009万5,000円の減額補正をするものです。説明欄の「市立図書館管理運営事業」につきましては、当初予算計上時点では新図書館の開館日等の詳細を確定することが困難であったため、市立図書館指定管理料として、債務負担行為設定額の1か月分に相当する額として、既定事業費の欄に記載がありますように、2,358万4,000円を計上し

ていたところですが、その後、図書館移転に係る事業の進捗とともに、新図書館の管理運営に係る経費の更なる精査を行ってまいりましたが、新図書館の開館予定日が平成28年3月21日に定まったことや再開発ビルA棟の共用部分に係る管理費用等の精査が進んだことを受けて、当該事業に係る経費に関し必要な補正を行うものです。

はじめに、12節役務費の6万1,000円の増額は、新図書館の専有部分に係る建物共済保険料を計上するものです。

次に、13節委託料の1,322万1,000円の減額は、市立図書館指定管理料を精査した上で、今年度の指定管理期間に即した指定管理料の額となるよう補正をするものです。

なお、本補正による減額後の市立図書館指定管理料については1,036万3,000円となります。

最後に、19節負担金、補助及び交付金の306万5,000円の増額は、再開発ビルA棟の共用部分に係る共益費負担金を計上するもので、建物の引渡し後から生じる施設維持管理費、光熱水費、建物保険料が含まれております。

続いて、債務負担行為の説明をしますので、9ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正の追加の表の3段目をご覧ください。市立図書館指定管理業務委託で、期間を平成28年度から平成31年度までとし、限度額を10億8,960万円として設定するものです。

新図書館に係る指定管理料につきましては、平成26年度予算において、平成27年度から平成31年度までを期間として、13億円を限度額とする債務負担行為の設定をしていたところですが、新図書館の開館時期の延伸などにより、当該債務負担行為に基づく協定締結等の手続を行うことができなかったため、当該債務負担行為の効力が消滅することとなりました。

このことから、今回改めて債務負担行為を設定する必要が生じることとなったものです。

なお、今回の債務負担行為の再設定に関しましては、指定管理料の再精査結果を受けて、1年当たりの限度額を2億8,300万円から2億7,240万円に、約1,000万円の減額をすることとしております。

続いて、同じ表の次の段は、文化センター指定管理業務委託で、文化センター指定管理者に係る指定管理料になります。期間を平成28年度から平成32年度まで、限度額を6億2,500万円として、債務負担行為を設定するものです。

指定管理者候補者からの指定管理料提示額は6億2,950万円であり、今回設定する債務負担行為の限度額はこれよりも450万円少ないものとなっ

ておりますが、当該指定管理料提示額には文化センター開館30周年事業費といった特別な経費を含んでの提案であったことから、当該事業費については別途検討することとして、通常の指定管理料のみで債務負担行為を設定することとしたものです。

続いて、次の段は、社会体育施設等指定管理業務委託で、社会体育施設等指定管理者に係る指定管理料になります。期間を平成28年度から平成32年度まで、限度額を5億8,500万円として、債務負担行為を設定するものです。

こちらは、指定管理者候補者からの指定管理料提示額と同額での設定となります。恐れ入ります、23ページ、24ページにお戻りください。

文化財課長

次に、9目「埋蔵文化財調査センター費」で、300万円の増額補正でございます。説明欄1の埋蔵文化財緊急調査事業（補助）は、現在、埋蔵文化財包蔵地内において、個人住宅建築などに伴う発掘調査等11件を実施いたしましたが、今後、3件の個人住宅建築に伴う発掘調査が見込まれ、予算に不足を生じることから増額を行うものでございます。

その主なものは、発掘作業員に係る1節報酬、バックホウ等の機械借り上げなどにかかる14節使用料及び賃借料でございます。

なお、13節委託料の土壌分析業務委託料の減額は、本年度土壌分析を実施するような包蔵地の発掘がないこと、及び14節使用料及び賃借料の養生設備等借上料の減額は、一部養生設備等の借上げを要しなかったことによる減額です。以上で歳出の事項別説明を終わらせていただきます。

次に歳入を説明しますので、13ページをお願いいたします。14款2項3目教育費国庫補助金で150万円の増額補正でございます。4節社会教育費補助金、説明欄1の国宝重要文化財等保存整備費補助金ですが、これは歳出で御説明申し上げました個人住宅建築等に係る埋蔵文化財緊急調査事業（補助）に伴います国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

次のページをお願いします。

学校教育課長

続きまして、15款2項6目、教育費県補助金を50万5,000円増額するものでございます。説明欄1学び支援コーディネーター等配置事業費補助金で「家庭学習の手引き」を製本印刷するため増額するものでございます。県の補助率は10分の10でございます。

次に、3項2目教育費委託金で、説明欄1スクールソーシャルワーカー活用事業委託金ですが、相談時間150時間を増加するため、歳出でご説明いたしました同事業の増額補正を行うことから、87万円の増額補正を行うものでご

ございます。県の補助率は10分の10でございます。

生涯学習課長

次のページをご覧ください。20款5項2目雑入で、説明欄の中央公民館関係の「宮城県文化振興財団助成金」は、歳出で説明しましたとおり、市民音楽祭開催事業に係る助成金の交付決定を受けたため、10万円の増額補正をするものです。以上で、補正予算の内容の説明を終わらせていただきます。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第12号について、承認します。

議案第29号 平成26年度多賀城市教育委員会の点検及び評価の結果に関する報告書について

委員長

次に、議案第29号平成26年度多賀城市教育委員会の点検及び評価の結果に関する報告書について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第29号平成26年度多賀城市教育委員会の点検及び評価の結果に関する報告書について、担当課長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

それでは、議案第29号平成26年度多賀城市教育委員会の点検及び評価の結果に関する報告書について、ご説明いたします。

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、別紙のとおり議会に提出し、公表するものです。

別冊の報告書1ページをお開きください。この件につきましては、報告書を作成するようになった経過も含めまして、教育総務課の佐藤参事のほうから詳しくご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

委員長

佐藤参事。

佐藤参事

議案第29号平成26年度多賀城市教育委員会の点検及び評価の結果に関する報告書について、ご説明いたします。別冊の報告書1ページをお開きくだ

さい。

この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」という規定に基づき作成されております。

ここで、作成の根拠となります、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第27条の規定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、線で囲った法律の抜粋部分の※（こめ印）をご覧ください。平成26年6月20日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が公布され、本年4月1日より施行されました。この法律では、施行期日現在で在職する従前の教育長の任期中は、手続き等に関し経過措置として、改正前の法第27条の規定を適用するものとし、新たな教育長が就任した時点で、改正後の法第26号の規定を適用することとなります。本市では、改正前の教育長の任期中でございますので、改正前の法第27条の規定に基づいて、点検評価の報告をするものです。

なお、今回の改正で第27条から第26条になった「教育に関する点検・評価」の条文内容については、改正前と後では変わりませんが、その他教育長の権限に属する事務について引用している規定が、「同条の第3項」から「同条の第4項」になっています。

この点検・評価に関する報告書につきましては、平成20年度から外部の学識経験者2名の方からご意見、ご提言をいただいて作成しております。本日、この定例会で決定されましたら、市議会に報告するものでございます。

次に、報告書の構成について、ご説明いたします。まず、2ページから6ページでございますが、平成26年度における教育委員会の開催状況、及びご審議いただいた内容を掲載しております。昨年度は、一昨年同様、図書館移転に関する案件もあり、毎月の定例会のほか6回の臨時会を開催いたしました。

次に、8ページから15ページでございますが、学識経験者の方から昨年度いただいた意見に対し、事務局で検証を行い、業務改善へ結びつけた取組みを掲載しております。

各事務事業の評価につきましては、16ページ以降に38の事業について掲載しておりますが、平成26年度も主要な事業に関しての事業評価としております。なお、この事業評価に関しましては、市全体の事務事業評価と同様の取り扱いとなっております。こちらについては、平成27年市議会第3回定例会の決算資料としても提出しております。

68ページから91ページは、学識経験者として、昨年度もお願いしました太田とよ子氏、本年度から新たにお願ひしました、元多賀城市立山王小学校長の宮田尚夫氏、お二人からいただいたご意見・ご講評を掲載しております。

92ページ以降には、資料といたしまして、多賀城市教育基本方針及び平成26年度の教育重点目標を掲載しております。

18ページをお開き下さい。今年度も、第五次多賀城市総合計画に掲げている7つの政策体系のうち「政策3の教育分野」「歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」の施策ごとに事業評価を行っております。

17ページの一覧表では、1番から3番までが政策3の「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」、4番から26番までが「学校教育の充実」、そして27番から31番までが「生涯学習の推進」、32番が「市民スポーツ社会の推進」で、33番から38番までが「文化財の保護と活用」と、施策ごとに各事務事業について、「事業状況」「成果向上」という形で、1年間の取組み評価をまとめております。

38の事務事業のうち、事業状況に関しては、14事業が「順調である」、22事業が「まあ順調である」、2事業が「順調ではない」との評価結果になっております。

また、成果向上に関しては、3事業が「成果向上は大」、10事業が「成果向上余地は中」、27事業が「成果向上余地は小」との評価結果になっております。今後、この評価結果を基に、更なる業務改善を行うこととなります。

以上で「教育委員会の点検・評価について」説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第29号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第29号について原案のとおり決定します。

議案第30号 平成27年度多賀城市教育功績者等表彰について

委員長

次に、議案第30号平成27年度多賀城市教育功績者等表彰について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第30号平成27年度多賀城市教育功績者等表彰について、担当課長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

それでは、議案第30号平成27年度多賀城市教育功績者等表彰について、ご説明いたします。このことについて、別紙のとおり決定するというものです。別紙は、議案の29ページから32ページまで、A3版横長の表になります。こちらの表が、表彰候補者調書になりますが、ここでは、学校教育振興で個人3名、社会教育振興で個人6名、児童生徒の個人が13名、団体が4団体です。合計では、個人22名と、団体が4団体ということになります。

この表彰の根拠としまして、「多賀城市教育委員会表彰規則」の規定によりまして、「教育、文化、体育・スポーツの向上発展に寄与した方々」に対し、表彰するものでございます。

なお、お手元に表彰規則と表彰基準は別紙として配布しておりますので、参照していただきたいと思っております。それでは功績内容について、資料に基づきまして各課長のほうから、順に内容をご説明申し上げます。

学校教育課長

29ページ見開きをご覧ください。学校教育振興個人の部でございます。本郷友道さんは多賀城東小学校の父母教師会会長として児童生徒の健全育成と学校教育の振興に尽力されました。次に、大友幸証さんは天真小学校の父母教師会会長としての同様の功績による推薦でございます。

柘佐江子さんは多賀城小及び多賀城中の学校薬剤師として多年にわたり学校の環境衛生に従事し、疾病の予防に尽力されました。

生涯学習課長

次に2つ目の表の社会教育振興の個人6名の方について説明させていただきます。1番の齊藤軍記さんには多賀城市芸術文化協会の監事、副会長を23年、2番の水野光子さんには同協会の監事、副会長を13年にわたって歴任されています。ともに本市の芸術文化振興に尽力され、地域文化の発展に特に功績があった者として、規則第3条第1項第1号に該当するものです。

3番の吉田忠彦さんは、史都多賀城万葉まつり実行委員会の青年部長、総務部会長を10年にわたって歴任され、社会教育活動を通して地域文化の発展に特に功績があった者として、規則第3条第1項第1号に該当するものです。

4番の鈴木きくえさんは、生涯学習100年構想実践委員会のあすなる部長、副委員長を13年にわたって歴任され、社会教育活動を通して地域文化の発展に特に功績があった者として、規則第3条第1項第1号に該当するものです。

5番の森醇次さんは、教育委員会が委嘱する下馬南区の社会教育振興員を通算して10年間務められ、地域における社会教育活動の推進に特に功績があった者として、規則第3条第1項第2号に該当するものです。

恐れ入りますが、表の左から3列目の該当規則の欄に「3-1-1」と記載されていますが、正しくは「3-1-2」の誤りですので、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

6番の鈴木臣子さんは、多賀城市婦人会連合会の高橋地区副支部長、同連合会副会長を12年にわたって歴任され、地域における社会教育活動の推進に特に功績のあった者として、規則第3条第1項第1号に該当するものです。

学校教育課長

30ページから31ページをご覧ください。児童・生徒の表彰、個人の部でございます。番号1の坂本琥珀さんから、次のページ、番号13の木村優香さんまで13名の児童生徒を表彰候補者としました。

候補といたしましたすべての児童・生徒が弓道、空手、剣道、なぎなた等の武道、水泳、バドミントン競技で東北大会全国大会レベルの大会で優秀な成績を収めております。

32ページ、児童生徒の表彰、団体の部でございます。ここは4団体ですが、城南小学校の将棋で文部科学大臣杯小中学校将棋団体戦県大会優勝し東日本大会に出場したのを始め、多賀城中学校及び高崎中学校の弓道部が東北大会レベルの大会で優秀な成績を収めております。以上で説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第30号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第30号について原案のとおり決定します。

報告第5号 八幡沖遺跡の範囲変更について

委員長

報告第5号八幡沖遺跡の範囲変更について、教育長の説明を求めます。

教育長

報告第5号八幡沖遺跡の範囲変更について、文化財課長から説明させます。

委員長

文化財課長。

文化財課長

それでは、報告第5号八幡沖遺跡の範囲変更について、ご説明いたします。34ページをお願いいたします。報告第5号資料の八幡沖遺跡第1次調査および宮内地区試掘調査現地発掘調査終了報告によりご説明いたします。

1の調査名から8の担当職員までは、記載のとおりでございます。9の調査成果でございますが、宮内地区土地区画整理事業の範囲は、35ページの第1図のとおり赤の破線で囲んであります、市道工場西1号線から南側で計画されており、八幡沖遺跡のおよそ南半とその周辺におよんでいます。

ここで、今までの八幡沖遺跡の埋蔵文化財包蔵地の範囲を説明いたします。それは、ご覧になっている第1図のオレンジ色の太線で囲んであり、その中に八幡神社が表示されておりますが、その外側の線の部分が範囲であります。

さて、今回の調査では、同遺跡の隣接地の、①及び③の調査区において、現地表から約1メートルの深さで、ここで37ページも併せてご覧いただきたいと思っております。

写真1及び写真3の平安時代の溝跡や、35ページにお戻りください、②の調査区から37ページをお願いします。写真2の江戸時代の土溝などを発見したほか、写真4の平安時代の土器や瓦が出土しました。

一方で、35ページにお戻りください、⑤及び⑥の調査区では、37ページをお願いします。写真5のとおり現地表から2.7メートル、写真6のとおり1.8メートルまで掘削しましたが、遺構・遺物は発見できず、湿地であることがわかりました。35ページにお戻りください、

また、⑦及び⑧の調査区では、37ページをお願いします。写真7と8のとおり現地表から1.4メートルまで掘削しましたが、遺構・遺物を発見することはできませんでした。

以上の結果から、今までの埋蔵文化財包蔵地の範囲を超えて遺構と遺物が確認できたことにより、八幡沖遺跡の範囲はより広がっていることがわかりました。

従いまして、36ページをお願いいたします。第2図のとおり八幡沖遺跡の埋蔵文化財包蔵地の範囲を下の図のように斜線部分を追加する範囲変更を行

うものです。以上で報告を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、報告第5号は承認をいたします。

日程第5 その他

委員長職務代理者

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたら
お願いします。

(「なし」の声あり)

ないようですので、本日の議案等の審議はすべて終了します。これをもっ
て、多賀城市教育委員会第12回定例会を終了いたします。

午後1時48分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成28年1月25日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印